

令和 8 年度第 4 回豊岡市農業委員会総会（定例会） 議事録

令和 8 年 6 月 26 日（金）

（豊岡市役所 本庁舎 大会議室）

議事日程

令和 8 年 6 月 26 日 午後 1 時 3 0 分開会

諸 報 告

日程第 1 議事録署名委員の指名

3 番 平 峰 英 子 委員

4 番 吉 岡 正 人 委員

日程第 2 会期の決定 6 月 2 6 日 1 日間

日程第 3 報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

日程第 4 第 9 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について

日程第 5 第 10 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について

日程第 6 第 11 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について

日程第 7 第 12 号議案 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第 8 第 13 号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第 2 条第 1 項の規定に基づく農地改良届出書受理について

日程第 9 第 14 号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

出席委員（18 名）

1 番 平 野 薫

4 番 吉 岡 正 人

6 番 和 田 茂 孔

8 番 大 谷 均

10 番 田 路 弘 巳

12 番 桑 田 均

14 番 池 畑 一 己

16 番 門 田 徳 次

18 番 高 尾 利 美

3 番 平 峰 英 子

5 番 西 登己夫

7 番 國 下 喜久男

9 番 仲 川 弘 之

11 番 坂 本 博 正

13 番 安 岡 由紀夫

15 番 石 原 章 二

17 番 宮 岡 正 則

19 番 井 谷 勝 彦

欠席委員（１名）

２ 番 早 水 博 子

事務局出席職員職氏名

事務局長……………谷 田 芳 紀

事務局次長……………垣 谷 吉 宣

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主任……………後 藤 莉 恵

午後１時３０分開会

会長挨拶

○議長（井谷 勝彦） 定刻になりました。みなさんのところも田植え等ほぼ終わったと思いますが、大口のところはまだ残っているところが若干あるかも知れません。また、台風が梅雨前線の影響を受けて南部の方では大変なことになっているようですが、北部、ここらへんはそういう被害も少なくまだ救われていると思います。

それでは本日の会議を始めます。

○議長（井谷 勝彦） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員のみなさん、事務局のみなさん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようにご配慮ください。

諸報告

○議長（井谷 勝彦） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、２番、早水委員。以上通告を受けております。

行政報告

○議長（井谷 勝彦） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（井谷 勝彦） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件18件、証明案件2件、届出書受理案件1件、協議案件1件、合計23件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（井谷 勝彦） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

3番、平峰英子委員、4番、吉岡正人委員、以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（井谷 勝彦） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第4回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって第4回総会（定例会）は、本日6月26日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（井谷 勝彦） 日程第3、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第9号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦） 付議事項に入ります。日程第4、第9号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、8番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 8番 大谷です。6月12日、6番 和田委員、事務局2名と私の4名で現地の確認をしました。事務局の説明のとおりで特に補足する事項はありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） 日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、7番 國下委員、お願いします。

○現地調査員（國下 喜久男） 7番 國下です。6月15日、5番 西委員、私國下と事務局2名で現地調査を行いました。いずれの案件も申請どおりで適正であると判断し報告いたします。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 吉岡委員。

○4番（吉岡 正人） 4番 吉岡です。申請番号27番について、登記地目が雑種地となっていますが、農業委員会の審議の対象なんですか。

○事務局（古谷 明仁） 登記簿の地目、または現況地目が田、畑の場合は農地法の適用対象になります。ですので登記地目が雑種地ですけれども現況地目が畑なので、農地法の適用対象となり、今回審議にあげています。

○議長（井谷 勝彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。
よって、第9号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。
許可書を発行します。

第10号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について
○議長（井谷 勝彦） 日程第5、第10号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。
引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、8番 大谷委員、お願いします。
○現地調査員（大谷 均） 8番 大谷です。6月12日、6番 和田委員、事務局2名と私の4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで補足することはありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。
よって、第10号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。
許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦） 日程第6、第11号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎地域の現地調査の調査員を代表して、8番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 8番 大谷です。6月12日、6番 和田委員、事務局2名と私の4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで特に補足することはありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、7番 國下委員、お願いします。

○現地調査員（國下 喜久男） 7番 國下です。6月15日、5番 西委員、私國下と事務局2名で現地調査を行いました。申請どおり問題はないものと判断し報告いたします。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 吉岡委員。

○4番（吉岡 正人） 4番 吉岡です。申請番号16番について、登記地目が公衆用道路となっていますが、これは公衆用道路を所有しているということですか。

○事務局（古谷 明仁） 詳細は分かりませんが、通路として使っていたような形跡があり、不特定多数の方が通行されるということで登記地目は公衆用道路になっていると思います。現況が農地なので推測になりますが、実際現地に道があるというわけではなくて、便宜上道として使っていたような形跡のある土地でした。

○議長（井谷 勝彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (井谷 勝彦) 異議なしと認めます。

よって、第11号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第12号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について
○議長 (井谷 勝彦) 日程第7、第12号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (井谷 勝彦) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、8番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員 (大谷 均) 8番 大谷です。6月12日、6番 和田委員、事務局2名と私の4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで特に補足することはありません。以上です。

○議長 (井谷 勝彦) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (井谷 勝彦) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (井谷 勝彦) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (井谷 勝彦) 異議なしと認めます。

よって、第12号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第13号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（井谷 勝彦） 日程第8、第13号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、8番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 8番 大谷です。6月12日、6番 和田委員、事務局2名と私の4名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで特に補足することはありません。844平方メートルの内の336平方メートル部分がまわりよりも低いということで、その部分を嵩上げされとの説明を受けました。確かに現地を見ますとそのとおりでした。以上、報告します。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第13号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第14号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長（井谷 勝彦） 日程第9、第14号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

この議案については、農業政策課担当職員に出席説明を求めています。事務局の提案説明後、担当職員の自己紹介を含め、農用地利用計画の変更内容の説明を求めます。

事務局の説明をお願いします。

【事務局、農業政策課説明】

○議長（井谷 勝彦） 以上、事務局、農業政策課の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第14号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は原案のとおり可決されました。

「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請について」は「適当」として市長へ意見書を提出します。

閉会

○議長（井谷 勝彦） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和8年度第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時10分閉会